

お知らせ

軽自動車・原付自転車等の所有者の方へ

①軽自動車・原付自転車等の所有者ですでに転出した方、または転出される方は主たる定置場（周防大島町の住所）を転出先の住所に変更してください。

②所有者がすでに故人となられた場合や譲渡された場合は、現在所有されている方へ名義変更をお願いします。

①、②共に手続きに必要な書類、場所等は次のとおりです。

- 手続きに必要なもの／印鑑
- ・車検証と住民票（軽自動車の場合）
- ・ナンバープレート（廃車の場合）

■手続き場所／

○軽自動車
軽自動車検査協会（山口市）

☎083（924）0542

または最寄りのモータース

○原動機付自転車
周防大島町役場税務課、各

総合支所および各出張所

○農耕車

周防大島町役場税務課、各
総合支所および各出張所
問い合わせ／
税務課 ☎74・1008

年末年始の旅券（パスポート）事務について

年末年始の旅券事務については、次のとおり取り扱いません。

○年末 12月28日(水)で終了

○年始 1月4日(水)から開始

■問い合わせ／

山口県国際課旅券センター

☎083（933）2352

海技免状更新講習

■講習日／1月22日(日)

受付開始 午後12時30分

講習開始 午後1時30分

■場所／久賀総合センター

■持参品／

・海技免状・ボールペン

・本籍記載の住民票1通

・写真

（45×35ミリメートル2枚）

※海技士の方は住民票不要、

写真は従来どおり3×3センチメートル

※紛失・失効の方は印鑑が必要

です。

■料金／小型7300円

（小型失効16150円）

大型8170円

■問い合わせ／
（社）中国船舶職員養成協会
☎082（255）8705

温泉の年末年始休業

○潮風呂保養館

☎0820（79）0021

・年末年始は平常通り営業

※1月3日(火)も営業します。

○竜崎温泉潮風の湯

☎0820（77）1234

・休業日

12月30日(金)、1月6日(金)

・マイクロバスの運休
12月30日(金)～1月3日(火)
○片添ヶ浜温泉遊湯ランド
☎0820（78）2226

・休業日

12月30日(金)～31日(土)

1月2日(月)

・マイクロバスの運休

1月3日(火)、5日(木)

個人事業者のみなさん、
売上1,000万円を超えていませんか？

前々年の課税売上高が1,000万円を超えると消費税の課税事業者になります。

新たに消費税の課税事業者となる方

◇速やかに「課税事業者届出書」を提出してください。

◇日々の記帳や書類の保存が必要です。
一般課税により申告される方は、帳簿と請求書等の保存がないと、仕入れや経費の支払の際の消費税分を控除することができません。

消費税の簡易課税制度を選択する方

◇「簡易課税制度選択届出書」を提出してください。
平成17年に新たに課税事業者となった方、平成18年に課税事業者である方は、平成17年12月31日までに提出する必要があります。



遊湯ランド
元旦営業のお知らせ

元旦は初湯につかり、初日の出を眺めていただくため、午前7時から午後2時まで営業します。また、先着順にぜんざいを無料サービスします。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>